

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

|   | 告 示 | ペー ジ |
|---|-----|------|
| ○ 平成23年度決算における北九州市健全化判断比率等の公表【 <b>財政局財務部財政課</b> 】                               |     | 2349 |
| ○ 障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【 <b>保健福祉局障害福祉部障害福祉課</b> 】        |     | 2351 |
| 公 告   |     |      |
| ○ 請負契約に係る一般競争入札の公告（10件）【 <b>契約室契約課</b> 】  |     | 2352 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了【 <b>建築都市局指導部宅地指導課</b> 】   |     | 2371 |
| 上下水道局   |     |      |
| ○ 請負契約に係る一般競争入札の公告（4件）【 <b>上下水道局総務経営部総務課</b> 】                                  |     | 2372 |
| ○ 請負契約に係る共同企業体による一般競争入札の公告【 <b>上下水道局総務経営部総務課</b> 】                              |     | 2380 |
| 市選挙管理委員会  |     |      |
| ○ 各種請求、委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【 <b>市選挙管理委員会事務局選挙課</b> 】 |     | 2382 |
| 訂 正   |     |      |
| ○ 第2865号の訂正【 <b>建築都市局指導部宅地指導課</b> 】   |     | 2384 |

北九州市告示第329号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

平成24年9月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 健全化判断比率（平成23年度決算）

（単位：％）

| 区分       | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 |
|----------|---------|---------|
| 実質赤字比率   | —       | 11.25   |
| 連結実質赤字比率 | —       | 16.25   |
| 実質公債費比率  | 11.4    | 25.0    |
| 将来負担比率   | 166.9   | 400.0   |

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。
- 2 この表において「早期健全化基準」とは、法第2条第5号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（平成23年度決算）

（単位：％）

| 会計の名称            | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------------|--------|---------|
| 食肉センター特別会計       | —      | 20.0    |
| 中央卸売市場特別会計       | —      |         |
| 渡船特別会計           | —      |         |
| 国民宿舎特別会計         | —      |         |
| 港湾整備特別会計         | —      |         |
| 産業用地整備特別会計       | —      |         |
| 廃棄物発電特別会計        | —      |         |
| 漁業集落排水特別会計       | —      |         |
| 空港関連用地整備特別会計     | —      |         |
| 学術研究都市土地区画整理特別会計 | —      |         |
| 上水道事業会計          | —      |         |
| 工業用水道事業会計        | —      |         |
| 交通事業会計           | —      |         |
| 病院事業会計           | —      |         |
| 下水道事業会計          | —      |         |

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

- 2 この表において「経営健全化基準」とは、法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。

北九州市告示第330号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地    | 指定年月日     |
|---------------|-------------------|-----------|
| サンキュードラッグ桃園薬局 | 北九州市八幡東区桃園一丁目5番5号 | 平成24年9月1日 |

2 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称        | 指定自立支援医療機関の所在地   | 指定年月日     |
|----------------------|------------------|-----------|
| 北九州ヘルスケアサービス黒崎訪問看護ST | 北九州市八幡西区東王子町7番8号 | 平成24年9月1日 |

一般競争入札により、的場池体育館改修電気工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月5日

北九州市長 北橋 健治

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要                         | 工事名   | 的場池体育館改修電気工事   |
|                                | 工事場所  | 北九州市八幡西区の場町1番2号  |
|                                | 工事内容  | 体育館改修電気工事  |
|                                | 工期  | 請負契約締結の日から平成25年3月15日まで   |
|                                | 予定価格  | 1,254万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価方式  | 適用しない。   |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録  | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                | 登録工種  | 電気工事（希望順位が第1順位であること。）  |
|                                | 等級（注2）  | A又はB   |
|                                | 許可  | 電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。   |
|                                | 所在地   | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。  |
|                                | 実績  | 平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。<br>手持工事等<br>(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。<br>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。<br>(2) Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で平成24年9月3日から同月25日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者                            | 本件電気工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。 |  |
| その他                            | (1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。<br>(2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。  |  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課  |
|                                | 期間  | この公告の日から平成24年9月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | この公告の日から平成24年9月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで  |  |
| 5 入札書の受付期間                     | (1) 平成24年9月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで  |  |
|                                | (2) 平成24年9月24日 午前9時から午後4時30分まで  |  |
| 6 開札の場所及び日時                    | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課  |
|                                | 日時  | 平成24年9月25日 午前9時10分   |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格  | 設ける。   |
|                                | 入札保証金   | 免除する。  |
|                                | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。  |  |
|                                | (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札   |  |
|                                | (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札   |  |
|                                | (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札  |  |
| 9 その他                          | (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札  |  |
|                                | (1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。               |  |

(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。

注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。

注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

北九州市公告第613号

一般競争入札により、響灘緑地園路整備工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月5日

北九州市長 北橋 健治

|  |   |   |
|--|---|---|
| 1 工事概要   | 工事名   | 響灘緑地園路整備工事  |
|  | 工事場所  | 北九州市若松区大字竹並   |
|  | 工事内容  | 土系園路工 1式 デッキ工 1式 ほか   |
|  | 工期  | 請負契約締結の日から平成25年3月15日まで  |
|  | 予定価格  | 3,133万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|  | 総合評価方式  | 適用しない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当すること。）   | 登録  | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|  | 登録工種  | 造園工事（希望順位が第1順位であること。）   |
|  | 等級（注2）  | A   |
|  | 許可  | 造園工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。  |
|  | 所在地   | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市内にあること。  |
|  | 実績  | 平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した造園工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。 |
| 手持工事等  | 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の造園工事で平成24年9月3日から同月25日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。   |   |
| 技術者  | 本件造園工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。                                    |   |
| その他  | （1）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。<br>（2）本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。  |   |
| 3 契約条項を示す場所及び期間  | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課   |
|  | 期間  | この公告の日から平成24年9月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間   | この公告の日から平成24年9月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで  |   |
| 5 入札書の受付期間   | （1）平成24年9月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで   |   |
|  | （2）平成24年9月24日 午前9時から午後4時30分まで   |   |
| 6 開札の場所及び日時  | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課   |
|  | 日時  | 平成24年9月25日 午前9時45分  |
| 7 入札及び契約に関する条件   | 最低制限価格  | 設ける。  |
|  | 入札保証金   | 免除する。   |
|  | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
| 8 入札の無効  | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>（1）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札<br>（2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>（3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>（4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札              |   |
| 9 その他  | （1）本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>（2）入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>（3）この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。 |   |
| 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 |   |   |
| 注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。                                     |   |   |
| 注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。                    |   |   |
| 注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。                           |   |   |
| 注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。   |   |   |
| 注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。   |   |   |

一般競争入札により、コムシティ駐車場改修建築工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月5日

北九州市長 北 橋 健 治

|                                    |  |  |
|------------------------------------|--|--|
| 1 工事概要                             | 工事名  | コムシティ駐車場改修建築工事   |
|                                    | 工事場所   | 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号   |
|                                    | 工事内容   | コムシティ駐車場改修建築工事   |
|                                    | 工期   | 請負契約締結の日から平成25年3月22日まで   |
|                                    | 予定価格   | 1億4,771万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                    | 総合評価方式   | 適用する。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）     | 登録   | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。   |
|                                    | 登録工種   | 建築工事（希望順位が第1順位であること。）  |
|                                    | 等級（注2）   | A  |
|                                    | 許可   | 建築工事業について特定建設業の許可（注3）を受けていること。   |
|                                    | 所在地  | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市内にあること。   |
|                                    | 実績   | 平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。  |
| 手持工事等                              |  | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。<br>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。<br>（2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成24年9月3日から同年10月10日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
|                                    | 技術者  | 本件建築工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。  |
|                                    | その他  | （1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。<br>（2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。   |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                    | 場所   | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課  |
|                                    | 期間   | この公告の日から平成24年10月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間                 | この公告の日から平成24年9月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで                           |  |
| 5 入札書の受付期間                         | （1） 平成24年9月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで   |  |
|                                    | （2） 平成24年9月24日 午前9時から午後4時30分まで   |  |
| 6 開札の場所及び日時                        | 場所   | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課  |
|                                    | 日時   | 平成24年10月10日 午前9時   |
| 7 入札及び契約に関する条件                     | 最低制限価格   | 設ける。   |
|                                    | 入札保証金  | 免除する。  |
|                                    | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                            | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。   |  |
|                                    | （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札  |  |
|                                    | （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札  |  |
|                                    | （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札   |  |
| 9 その他                              | （1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。  |  |
|                                    | （2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 |  |
|                                    | （3） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。                            |  |
|                                    | 注1 北九州市建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。        |  |
| 注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。 |  |  |



- 注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。
- 注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。

北九州市公告第615号

一般競争入札により、湯川市民センター大規模改修機械工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月5日

北九州市長 北橋健治

|                                |   |  |
|--------------------------------|---|--|
| 1 工事概要                         | 工事名   | 湯川市民センター大規模改修機械工事  |
|                                | 工事場所  | 北九州市小倉南区湯川一丁目8番33号   |
|                                | 工事内容  | 市民センター大規模改修機械工事  |
|                                | 工期  | 請負契約締結の日から平成25年3月15日まで   |
|                                | 予定価格  | 2,175万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）   |
|                                | 総合評価方式  | 適用しない。   |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。） | 登録  | 建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|                                | 登録工種  | 管工事（希望順位が第1順位であること。）   |
|                                | 等級（注2）  | A又はB   |
|                                | 許可  | 管工事について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。   |
|                                | 所在地   | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。   |
|                                | 実績  | 平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）以下「本市」という。）が発注した管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。   |
| 手持工事等                          | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した管工事の優良業者であるとき。<br>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 |  |
|                                | （2） Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）で平成24年9月3日から同月25日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。   |  |
|                                | 技術者   | 本件管工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。 |
| その他                            | （1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。<br>（2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。  |  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課  |
|                                | 期間  | この公告の日から平成24年9月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで                          |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間             | この公告の日から平成24年9月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで  |  |
| 5 入札書の受付期間                     | （1） 平成24年9月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで  |  |
|                                | （2） 平成24年9月24日 午前9時から午後4時30分まで  |  |
| 6 開札の場所及び日時                    | 場所  | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課  |
|                                | 日時  | 平成24年9月25日 午前9時5分  |
| 7 入札及び契約に関する条件                 | 最低制限価格  | 設ける。   |
|                                | 入札保証金   | 免除する。  |
|                                | 契約保証金   | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。  |
| 8 入札の無効                        | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。<br>（1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札<br>（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札<br>（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札<br>（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札  |  |
| 9 その他                          | （1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。<br>（2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。<br>（3） この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。  |  |

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。
- 注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- 注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。

北九州市公告第616号

一般競争入札により、湯川市民センター大規模改修電気工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月5日

北九州市長 北 橋 健 治

|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
| 1 工事概要             | 工事名  | 湯川市民センター大規模改修電気工事   |
|                    | 工事場所   | 北九州市小倉南区湯川一丁目8番33号  |
|                    | 工事内容   | 市民センター大規模改修電気工事   |
|                    | 工期   | 請負契約締結の日から平成25年3月15日まで  |
|                    | 予定価格   | 1,959万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|                    | 総合評価方式   | 適用しない。  |
|                    | 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）                       | 登録  |
| 登録工種               |  | 電気工事（希望順位が第1順位であること。）   |
| 等級（注2）             |  | A又はB  |
| 許可                 |  | 電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。  |
| 所在地                |  | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。  |
| 実績                 |  | 平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。   |
| 手持工事等              |  | （1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。<br>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。<br>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。<br>（2） Aランク業者については本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については本市が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で平成24年9月3日から同月25日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 |
| 技術者                |  | 本件電気工事に係る監理技術者（注5）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。   |
| その他                |  | （1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。<br>（2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。  |
| 3 契約条項を示す場所及び期間    |  | 場所  |
|                    | 期間   | この公告の日から平成24年9月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間 | この公告の日から平成24年9月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで |   |
| 5 入札書の受付期間         | （1） 平成24年9月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで                   |   |
|                    | （2） 平成24年9月24日 午前9時から午後4時30分まで                       |   |
| 6 開札の場所及び日時        | 場所   | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課   |
|                    | 日時   | 平成24年9月25日 午前9時   |
| 7 入札及び契約に関する条件     | 最低制限価格   | 設ける。  |
|                    | 入札保証金  | 免除する。   |
|                    | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
| 8 入札の無効            | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。                             |   |
|                    | （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札                        |   |
|                    | （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札                        |   |
|                    | （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札                           |   |
|                    | （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札                   |   |

|   |   |
|---|---|
| 9 その他   | <p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p> |   |

北九州市公告第617号

一般競争入札により、中吉田吉田1号線道路改築工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月5日

北九州市長 北橋 健治

|                                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|
| 1 工事概要                             | 工事名  | 中吉田吉田1号線道路改築工事  |
|                                    | 工事場所   | 北九州市小倉南区中吉田二丁目  |
|                                    | 工事内容   | 工事延長 240メートル 道路幅員 11.5メートル 車道舗装工 1,590平方メートル ほか   |
|                                    | 工期   | 請負契約締結の日から平成25年3月15日まで  |
|                                    | 予定価格   | 3,615万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|                                    | 総合評価方式   | 適用しない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）     | 登録   | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|                                    | 登録工種   | 土木工事（希望順位が第1順位であること。）   |
|                                    | 等級（注2）   | B   |
|                                    | 許可   | 土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。  |
|                                    | 所在地  | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。  |
|                                    | 実績   | 平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。 |
| 手持工事等                              | <p>（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成23年度又は平成24年度に発注した予定価格（注5）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（中・大口径推進工事、小口径推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>（2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（中・大口径推進工事、小口径推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成24年9月3日から同月25日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p> |   |
| 技術者                                | 本件土木工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注7）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。   |   |
| その他                                | <p>（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>（2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。</p>  |   |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                    | 場所   | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課  |
|                                    | 期間   | この公告の日から平成24年9月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間                 | この公告の日から平成24年9月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで   |   |
| 5 入札書の受付期間                         | （1） 平成24年9月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで   |   |
|                                    | （2） 平成24年9月24日 午前9時から午後4時30分まで   |   |
| 6 開札の場所及び日時                        | 場所   | 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課  |
|                                    | 日時   | 平成24年9月25日 午前9時30分  |
| 7 入札及び契約に関する条件                     | 最低制限価格   | 設ける。  |
|                                    | 入札保証金  | 免除する。   |
|                                    | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
| 8 入札の無効                            | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。   |   |
|                                    | （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札  |   |
|                                    | （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札  |   |
|                                    | （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札   |   |
| （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 |  |   |
| （1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。  |  |   |

|  |  |
|--|--|
| 9 その他  | <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注7 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p> |  |

北九州市公告第618号

一般競争入札により、井手浦徳力線歩道バリアフリー化整備工事（24-1）の請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月5日

北九州市長 北橋 健治

|                                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|
| 1 工事概要                             | 工事名  | 井手浦徳力線歩道バリアフリー化整備工事（24-1）   |
|                                    | 工事場所   | 北九州市小倉南区大字志井  |
|                                    | 工事内容   | 工事長 505メートル 幅員 3.3メートル 歩道舗装工 831平方メートル ほか   |
|                                    | 工期   | 請負契約締結の日から平成25年3月15日まで  |
|                                    | 予定価格   | 3,400万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  |
|                                    | 総合評価方式   | 適用しない。  |
| 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）     | 登録   | 建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。  |
|                                    | 登録工種   | 土木工事（希望順位が第1順位であること。）   |
|                                    | 等級（注2）   | B   |
|                                    | 許可   | 土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可（注3）を受けていること。  |
|                                    | 所在地  | 本店又は主たる営業所（注4）が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。  |
|                                    | 実績   | 平成19年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名実績（基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。）があること。 |
| 手持工事等                              | <p>（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成23年度又は平成24年度に発注した予定価格（注5）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（中・大口径推進工事、小口径推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条）の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項）に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項）の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>（2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（中・大口径推進工事、小口径推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成24年9月3日から同月25日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p> |   |
| 技術者                                | 本件土木工事に係る監理技術者（注6）（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（注7）（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。   |   |
| その他                                | <p>（1） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>（2） 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。</p>  |   |
| 3 契約条項を示す場所及び期間                    | 場所   | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課   |
| 期間                                 | この公告の日から平成24年9月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで  |   |
| 4 競争参加資格確認申請書の提出期間                 | この公告の日から平成24年9月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで   |   |
| 5 入札書の受付期間                         | （1） 平成24年9月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで   |   |
|                                    | （2） 平成24年9月24日 午前9時から午後4時30分まで   |   |
| 6 開札の場所及び日時                        | 場所   | 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市契約室契約課   |
|                                    | 日時   | 平成24年9月25日 午前9時35分  |
| 7 入札及び契約に関する条件                     | 最低制限価格   | 設ける。  |
|                                    | 入札保証金  | 免除する。   |
|                                    | 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。   |
| 8 入札の無効                            | 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。   |   |
|                                    | （1） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札  |   |
|                                    | （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札  |   |
|                                    | （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札   |   |
| （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札 |  |   |
| （1） 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。  |  |   |



|  |  |
|--|--|
| 9 その他  | <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p> |
| <p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可又は一般建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注7 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p> |  |